

尹錫悦・韓国大統領の逮捕を受け、「非常戒厳」宣布に抗議し真相究明を求める声明

2025年1月23日

1. 2025年1月15日、韓国の尹錫悦大統領は、同氏が2024年12月3日に「非常戒厳」を宣布したことについての内乱及び職権乱用の容疑により、現職大統領として韓国史上初めて捜査機関に身柄を拘束された。2024年12月14日の国会における弾劾訴追案可決を受けて、憲法裁判所では現在、同氏の罷免の可否を判断する弾劾審判が並行して進められている。しかし非常戒厳をめぐる憲法違反の有無について大統領側は徹底的に争っている。
2. 大韓民国憲法上、非常戒厳が宣布されると、戒厳法の定めに従って令状制度、言論・出版・結社の自由、行政・司法の権限に関して特別な措置を行うことが可能となり（憲法77条3項）、実際に今回の非常戒厳宣布を受けて発出された「布告令」には、国会や地方議会、集会、デモなどの一切の政治活動の禁止や、すべてのメディアが戒厳司令部の統制を受けることなどが盛り込まれ、違反者に対しては令状なしに逮捕・拘禁・捜索が可能とされるなどした。

しかしながら今回の非常戒厳は、大統領の所属する与党「国民の力」が2024年4月の国会議員選挙で敗れ行き詰った政権運営を打開する目的で宣布されたものと見られており、実際に大統領側が戒厳軍を中央選挙管理委員会に向かわせていたことがわかっている。弾劾審判においても、大統領側は「巨大野党の暴走」があり、警告を与えることが目的であったなどと主張している。上記のような広範な私権制限を許す非常戒厳がこのような目的で発出されたことは、韓国国民の人権の不当な制限と民主政の破壊に繋がる暴挙であり、到底許されないことであった。
3. さらに尹大統領は、国会による非常戒厳の解除要求決議を阻止するため国会に軍部隊を派遣し、国会議員や市民と対峙させた。しかも報道によれば、大統領は軍司令官に対し、国会議員の拘禁等を指示し、国会で解除要求が決議された後も再度戒厳を宣布すればよい旨述べて同様の指示を繰り返していたとされる。結果的には国会の決議に基づいて約6時間で非常戒厳は解除されたものの、韓国市民の即時の断固たる抗議行動がなければこうした指示は実行に移され、深刻な人権侵害が引き起こされていた可能性がある。このような尹大統領らの行為は、憲法と人権・民主政を軽視し、幾重にも踏みにじる暴挙と言わざるを得ない。
4. 2025年1月19日、尹大統領の逮捕により拘束期間が延長され、今後は検察による捜査を経て起訴の可否が決定されることになるが、同日、証拠隠滅の恐れがあるとして尹氏に逮捕令状を出したソウル西部地方裁判所の周辺では、大統領支持者が暴徒化し裁判所庁舎を破壊したり、令状を発付した判事に殺害予告がなされたりといった事態が発生している。これらは、法に則り独立して司法権を行使する裁判所に対して向けら



れた不法な暴力行為であり、到底許されるものではない。

5. ヒューマンライツ・ナウ（HRN）は、尹大統領とその共謀者による非常戒厳宣布及び非常戒厳下での人権侵害・民主政破壊行為が、国会による弾劾訴追案可決を受けての憲法裁判所における弾劾審判手続、並びに内乱及び職権乱用の容疑での捜査手続のそれぞれにおいて、厳正な法的手続によって取り扱われ、関係機関によって適切な判断が下されることを期待する。また、今後同様の脅威から市民の人権が確実に守られるために現在行われているあらゆる取り組みに対する支持を表明する。HRN は、非常戒厳下で即座に民主主義を守る行動をとり、韓国がその成立当初 40 年間支配されていた権威主義の歴史に逆戻りしないよう活動し続ける多くの韓国市民に対し、心からの敬意と支持を表明する。